

⑧ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)及び公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行うトラックドライバー又は安全管理者等(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定め、従業員の資質向上、交通事故の防止を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会員事業者(以下「会員」という。)とし、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に、自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施するものとする。

(助成対象施設及び研修内容)

第3条 助成対象となる研修施設及び研修内容は、別表1.2.3.のとおりとする。

(助成対象研修)

第4条 助成の対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能の向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する1泊3日以上「特別研修」及び1泊2日の「一般研修」とし、令和7年度に実施するものとする。

(助成額及び人数制限)

第5条 研修施設が実施する各種研修に対する助成金の額は、次のとおりとする。

但し、**同一会計年度一事業者につき原則として5名以内とし、予算の範囲内で申し込み順とする。**

なお、研修受講料には、研修受講料及びテキスト代などの研修費用のほか、研修施設が定める宿泊費、食事代などの費用(前後泊費用を除く)を含めるものとする。

(助成額)

| 研修区分 | 全ト協助成額 | 県ト協助成額 | 備考 |
|-----------|-------------|--------|---------|
| 特別研修(別表1) | 研修受講料の7割 | 5,000円 | 百円未満切捨て |
| 一般研修(別表2) | 1講座 10,000円 | 5,000円 | |

2 **Gマーク認定事業所へのインセンティブとして、「特別研修」受講費用に対しては、全ト協が全額助成する。**

3 国等から助成金が交付されている場合は、全ト協の助成金は交付しない。

(施設の予約と申込み期限)

第6条 **受講希望者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をし、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を受講開始の2週間前までに県ト協に提出**

しなければならない。

また、県ト協に対する最終申込期限は原則令和8年2月末日とするが、令和8年3月中に実施された研修を受講した場合の最終締切日は、令和8年3月23日とする。

(受講料の納入)

第7条 研修を受講する助成対象者は、受講開始日の7日前までに当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとみなす。

(実施報告及び助成金の請求)

第8条 研修受講者は、研修終了後原則として7日以内に様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼助成金交付請求書)」に必要書類を添えて、県ト協に提出すること。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、毎月末に「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」を取り纏め、原則として翌月末日までに、所定の助成金を振込むものとする。

(助成条件)

第10条 受講申込時点において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

本要綱には、長野県近県の施設の研修日程を掲載しておりますが、その他の施設の研修日程は、当協会のホームページにてご確認ください。